

菊川市立堀之内小学校

平成31年度 いじめ防止基本方針

「菊川市いじめ0宣言」を受けて

- ①いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ②学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、『子どもが同じクラスや学校・地域等の人間関係のあるものから、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの』で、「受けたことがいじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うようにする」ととらえることとする。

【菊川市いじめ問題対策手引きより】

(2) 堀之内小におけるいじめの実態

本校児童は、「蛍雪の力を伸ばそう～自分から みんなで～」の重点目標のもと、授業や学校行事等、教育活動全体を通してめあてをもって取り組み、蛍雪の力を伸ばしていくことに努力している。また、友達が困っていると優しく声をかけて手をさしのべることのできる優しい子も多い。

しかし、その一方で、自分の気持ちを伝えることに苦手意識をもっていたり、気持ちをため込んでしまったりする子がいる。また、そのつもりでなくても軽はずみな言動から友達を悲しませてしまうこともある。そのようなことからいじめにつながらないように、その都度互いの話を聞き、言葉のもつ意味を教えたり、自分の行いを見つめ直させたりして、全職員で協力して取り組んでいる。

(3) 目指す子どもの姿

学校教育目標『自ら学び 心豊かに たくましく』

- ①自ら学び・・・こころざしをもち、自分を高めるために、主体的に考え行動する子
- ②心豊かに・・・基本的生活習慣を身に付け、思いやりの心をもち、他者と認め合い、互いに高め合って生活する子
- ③たくましく・・・心身を鍛え、健やかで、自分の力をより発揮しようとする強い意志をもつ子

2 学校におけるいじめ防止対策の組織

(1) 組織体制

生徒指導委員会（いじめ・不登校・問題行動）の設置、定期開催、随時開催

(2) 主な構成員及び役割

【主な構成員】

校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・担任・関係学年主任

※必要に応じて、スクールカウンセラー等専門家

【主な内容】

いじめ防止基本方針等作成、ケース会議、防止対策議事録の集積、いじめアンケート、いじめに関する情報の引き継ぎ、児童理解、いじめに関する職員研修

3 いじめ防止対策の実施計画

(1) 蛍雪の力づくり ～よりよい自分、よりよいクラス～

子どもの輝いた表れを可視化して意欲的に自らの「知」「徳」「体」を育てる。教室に「蛍雪の力コーナー」を設置したり、蛍雪の力についての振り返りとして「蛍雪くん日記」を書いたりして、がんばって伸びた力や互いについた力を確かめ合い、日記に書きためていく。自分についてきた力や友達から見た自分の良さを蓄積していくことで自己有用感を高め、自尊感情をもたせていく。

(2) よりよいクラスづくりと仲間意識をもたせる学級力アンケートの実施

アンケートを取ったその数値をレーダーチャートに表し、今の学級の「支持的な学級風土を作るために必要な力」＝「学級力」を評価し、グラフをもとに学級会で改善策を話し合い、話し合ったことを実践していく。

学級活動の時間を使い、友達とのよりよい関係を築くために、話の聞き方・自己表現の仕方・相手意識をもったよりよい対応の仕方について学び、思いやりをもった行動がとれるようにする。

(3) 子どもを語る会の実施

- ・児童理解を図り、共通理解した上で適切な指導を行う。
- ・児童への適切な対応の仕方を学ぶ。

(4) ふりかえりアンケートの実施

年2回、学期ごとにアンケートを実施し、子どもの気持ちを理解し、指導や支援に生かす。（1学期に保護者面談を実施）

（５）道徳の授業の充実

各教室内に道徳コーナーを設置し、道徳の授業や活動の足跡を残す。実践の状況や結果を掲示し活用する。

道徳の年間計画に基づき、計画的、発展的に指導し、道徳教育の補充・深化・統合を図る。

（重点項目） 全学年・・・不とう不屈 低・中学年・・・親切・思いやり
高学年・・・信頼・友情

本年度「協働的な学びを通し、自分の言葉でまとめる力の育成」を研修テーマに窓口教科を道徳とした。グループでの対話等を通して、道徳的問題や道徳的価値について多面的・多角的に考え、議論を深めていく。また、参観会で道徳の授業を行い、道徳教育に対する保護者の関心を高め、家庭との連携を図る。

（６）「蛍雪日記」と「キラほか言葉」の実践

蛍雪日記を通して1日のめあてをもち、「自分から」や「みんなで」を意識して行動したり、振り返ったりする。「自分から」進んで取り組めたことや「みんなで」がんばったこと、がんばっていた友達などを認め合う。相手を認める言葉や励ます言葉等、共に高め合っていく言葉(キラほか言葉)を広め、仲間と声をかけ合うことで、よりよい自分やよりよい仲間作りに取り組んでいく。

4 地域・保護者との連携に関すること

（１）参観会・懇談会・家庭訪問

子どもたちの日頃の様子を情報交換し、児童の実態把握・理解に努める。

- ・授業参観会や懇談会などで情報モラルについて取り上げる。
- ・教育機器を扱うとき、必要に応じて指導する。

（２）教育相談

年5回程度の教育相談を計画的に実施し、保護者との面談を通して、保護者と学校の連絡・連携を密にし、いじめの早期発見や実態把握、迅速な対応ができるようにする。

計画以外にも随時相談を受け付けるスクールカウンセラーを活用する。

（３）評議委員や民生児童委員の方々との連携

学校評議委員会や民生児童委員と語る会を実施する。また、授業参観を通して児童の実態を捉え、様々な教育活動やいじめ防止に関しての意見を聞く。

5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合（報・連・相）

（１）いじめ問題情報の把握

児童がいじめを受けているという情報を保護者、子ども、職員、地域から受けた時には、速やかに関係者と連絡を取り、情報を共有し事実確認をする。その際、被害者への配慮を十分にする。

（２）いじめ問題記録の共通化

①被害者氏名

②いじめの状況

いじめの事実の有無、いじめの様態、加害者・周囲の子どもたち、保護者の状況、いじめの発端、いじめの発覚のきっかけ等

③報告状況

いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか

④対応・対策、結果

（３）教育委員会への報告

- ・犯罪行為、生命に関わる事案等、緊急を要する場合は速やかに報告する。
- ・緊急を要さない事案については、月例生徒指導報告において報告する。

（４）生徒指導委員会の開催

いじめに関係する職員を速やかに招集し、今後の支援や指導、対応について協議し、素早く実行に移す。

（５）継続的な支援、指導及び助言

- ①いじめを受けた子ども、その保護者に対する支援を行う。
- ②いじめを行った子どもに対する指導、その保護者に対する支援を行う。
- ③保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

（６）教育を受ける権利の保障

必要がある場合、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。